

## 地方創生推進士認定申請及び資格審査について

令和8年3月13日

校長裁定

地方創生推進士に関する要項第4条及び第6条に規定する認定申請及び資格審査については、以下のとおり取り扱うものとする。

### 第1 認定申請について

地方創生推進士の認定を取得しようとする学生（以下「申請者」という。）は、有資格者であることを証明する地方創生推進士育成科目の修得状況が確認できる書類（履修証明書又は成績証明書等）を添えて、別紙の地方創生推進士認定申請書（以下「申請書」という。）をキャリア支援室に提出するものとする。

### 第2 認定申請の受理について

キャリア支援室は、提出された申請書等に不備等がないことを確認した上で受理する。受理した申請書等に基づき、キャリア支援室長は、教務委員会委員長に履修の確認を行うものとする。

### 第3 事前資格審査について

キャリア支援室長は、申請者が地方創生推進士としてふさわしいか、受理された申請書等をもとに、以下について、キャリア支援室において審議を行い、校長及び地域連携センター長へ推薦する。

- (1) 地域に対する興味関心がある
- (2) 地域で活動する意欲がある
- (3) 地域企業、地域住民等との双方向のコミュニケーションを実践出来、地域の実状や考え方を理解できる
- (4) 地域の課題を認識し、課題解決のための方策を思考できる
- (5) 地域で働くための心構えやスキルとしての、協働能力及び地域活動能力がある

### 第4 資格審査及び認定について

校長及び地域連携センター長は、キャリア支援室から推薦のあった学生と面接にて資格審査を行い、認定の可否について議決するものとする。

### 附 則

この取扱いについては、令和8年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙

地方創生推進士認定申請書

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

高知工業高等専門学校地域連携センター長 殿

(申請者)

【所属】

学科・専攻

組・コース

【学年】第 学年

【学籍番号】

【氏名】

地方創生推進士の認定を受けたいため、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 地方創生推進士の認定を受けるに当たり将来に向けての抱負等 |  |
|------------------------------|--|

|       |  |
|-------|--|
| 修得科目名 |  |
|-------|--|

各フェーズの要件を満たすことが確認できる内容を記載すること。